

パブリック・コメントの実施（案）について

本市では、市民の皆さんの意見を市政に反映させる従来の仕組みに加えて、意思決定段階において、市民の皆さんに対し計画等の案を公表し、それに対して提出された意見を考慮して意思決定を行う「パブリック・コメント手続」を導入し、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図っています。

1 実施期間

令和5年12月15日（金）～令和6年1月9日（火）

2 公表の方法

- （1）市ホームページへの掲載
- （2）高齢福祉課、情報公開室、各支所・出張所、各地区公民館での閲覧

3 意見の提出できる者

- （1）市内に居住又は通勤・通学している者
- （2）市内に事務所などのある個人・法人・団体の者

4 意見の提出方法

郵送、FAX、Eメール、高齢福祉課へ直接のいずれかの方法

5 実施の周知方法

広報つちうら12月中旬号に掲載